

■労働関係指標【令和7年1月値】

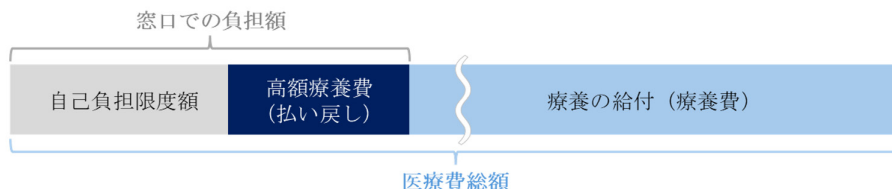
完全失業率 (季節調整値)	2.5% (前月と同水準)	有効求人倍率 (季節調整値)	1.26倍 (前月に比べて0.01ポイント上昇)
就業者数 (季節調整値)	6,827万人 (前年同月比65万人増加)	現金給与額 (特別に支払われた給与を原数値)	295,505円 (前年同月比2.8%増)

Topics 1. 「高額療養費制度」自己負担限度額の引き上げへ

政府は、高額な医療費の負担を一定に抑える「高額療養費制度」の自己負担限度額の引き上げを発表していましたが、野党などからの見直しを求める声が強くなり、今年8月からの引き上げを見送ることになりました。秋までに再検討する方針で、高額療養費制度の見直しをめぐって今後の動向に注目が集まっています。そこで、今回は高額療養費制度について解説します。

Point1 高額療養費制度とは

高額療養費とは、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が、あとで払い戻される制度です。月をまたいだ場合は月ごとにそれぞれ自己負担額を計算します。



また、自己負担額は世帯（健康保険に加入している被保険者と被扶養者）で合算することができます。ただし、70歳未満の方は、受診者別に次の基準によりそれぞれ算出された自己負担額が21,000円以上のものに限りられます。

- 医療機関ごとに計算します。同じ医療機関であっても、医科入院・医科外来・歯科入院・歯科外来にわける。
- 医療機関から交付された処方箋により調剤薬局で調剤を受けた場合は、薬局で支払った自己負担額を処方箋を交付した医療機関に含める
- ※ 70歳以上の方は自己負担額をすべて合算できます。

Point2 自己負担限度額とは

自己負担限度額は、年齢および所得状況等により設定されています。一例として、70歳未満の場合の金額等に関する表を記載いたします。詳細は、全国健康保険協会のホームページをご参照ください。

【協会けんぽ】<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/sb3030/r150/>「高額な医療費を支払ったとき（高額療養費）」

70歳未満の場合

所得区分	自己負担限度額	多数該当 ^{※2}
① 標準報酬月額83万円以上	252,600円+ (総医療費 ^{※1} -842,000円) × 1%	140,100円
② 標準報酬月額53万～79万円	167,400円+ (総医療費 ^{※1} -558,000円) × 1%	93,000円
③ 標準報酬月額28万～50万円	80,100円+ (総医療費 ^{※1} -267,000円) × 1%	44,400円
④ 標準報酬月額26万円以下	57,600円	44,400円
⑤ 市区町村民税の非課税者等	35,400円	24,600円

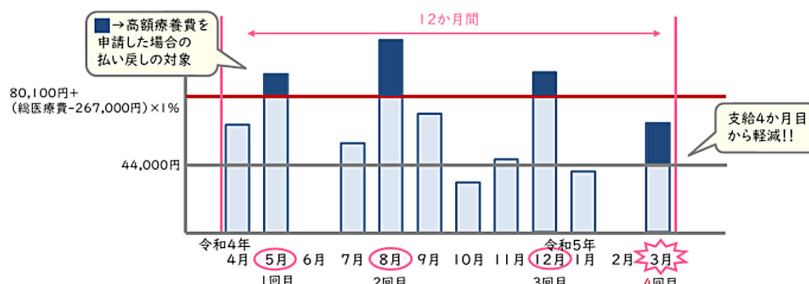
※1 総医療費とは保険適用される診療費用の総額（10割）です。

※2 療養を受けた月以前の1年間に、3か月以上の高額療養費の支給を受けた（限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む）場合には、4か月目から「多数該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

※3 ①又は②に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での①又は②の該当となります。

Point3 多数該当とは

多数該当とは、直近12か月の間に3回以上高額療養費が支給された場合、4回目からはさらに自己負担限度額が引き下げられるという制度です。



高額療養費制度は重い病気や怪我をしても安心して治療を受けられるための社会の大事なセーフティーネットです。今後の政府の動向に注目です。

TOPICS 2. 奨学金返還支援（代理返還）制度を知ろう

今回は、若手人材の獲得・定着に寄与する福利厚生として注目される「奨学金返還支援（代理返還）制度」をご紹介します。

Point1 奨学金返還支援（代理返還）制度とは？

奨学金返還支援（代理返還）制度は、従業員の奨学金を企業が肩代わりする制度です。奨学金返還者の経済的負担を軽くし、社会で活躍してもらうため、日本学生支援機構（以下、機構）が国と協議し令和3年4月に開始しました。

企業が従業員の奨学金返済を支援することを目的として給与に一定額を上乗せする制度は従来から存在しましたが、代理返還制度では、従業員の奨学金を企業が機構に直接送金するという点で従来の制度とは異なります。

利用対象企業	属性・規模に制限はなく、個人事業主でも利用可能
支援対象者	学生時代に機構が貸与する奨学金（無利子・有利子）を受けていた従業員
支援額の上限	なし

Point2 導入のメリット

① 新卒・中途採用における若手人材へのアピール

比較的低賃金水準の低い若手従業員にとって、奨学金返済は負担感が大きいと言われています。この負担を軽減する制度を導入することで他社との差別化を図ることができます。また、早期離職防止の効果も期待できます。早期離職が減ることで、採用とトレーニングにかかるコストの削減にも繋がります。

制度実施企業名は機構サイトに掲載されたり、大学で紹介されたりすることになっており、宣伝効果も期待できます。

② 所得税、社会保険料のメリット

支援額にかかる所得税は非課税となります。これは、支援額が企業から機構へ直接送金されることで、通常の給与との区分が明確で、かつ、奨学金返還の目的であることも明確であるためです。

また、支援額は、社会保険料算定の基礎である標準報酬月額の対象となる報酬に含まれません。企業と支援対象従業員の双方にとって、社会保険料負担の増大が抑制されることとなります。

③ 法人税の軽減

企業が返還した額が経費として認められる場合、返還額を損金に算入でき、さらに、賃上げ促進税制の対象となります。結果として法人税負担を軽減することにつながる可能性があります。

Point3 留意点

① 債務者は変更なし

代理返還といっても、法的には債務の当事者関係に変更があるものではありません。債務者は支援対象従業員のままだので、企業の代理返還が遅れた場合、機構から支援対象従業員へ督促されます。

② 減額措置に注意

代理返還制度を導入しつつ、給与から一部減額を行う場合は、給与に代えて支給されたとみられ、所得税非課税及び社会保険における報酬除外とされない可能性があります。制度設計には留意が必要です。

③ 対象外となるケースも

債務管理が複雑になる制度設計をした場合は、代理返還制度の対象外となる可能性があります。また、役員の奨学金返還支援は、所得税非課税、損金算入となりません。

奨学金返還支援（代理返還）制度は、令和6年10月時点で2,587社に導入され、返還支援対象者は7,000人余りです。令和5年度、機構の奨学金を利用した学生は約117万人でした。施策のアイデアのひとつとして、ご参考になれば幸いです。

TOPICS 3. 外国人留学生就労の留意点

外国人留学生が入学したり、卒業して就労したりする季節になりました。最近、留学生のアルバイトに関するご相談を多く受けましたので、情報提供させていただきたいと思います。

1. そもそも我が国には、どのくらい外国人留学生がいるのでしょうか。出入国管理庁（入管）の統計「在留外国人数の推移」によれば、令和6年6月末現在で、約37万人となっています。国別では、中国が1位（約13万人）、ネパールが2位（約7万人）、ベトナムが3位（約4万人）であり、ネパールの急増が目立ちます。我が国では、教育を受ける活動が本来の目的である留学生が、欠かせない労働力として位置付けられていることに、個人的には違和感がありますが、一段と人手不足が進む中、やむを得ない現状ということでしょう。

2. 留学生を雇用する場合、最も注意すべき点は、就労時間に関する制限です。法律の建て付けとしては、留学生が日本滞在中にできるのは、「教育を受ける活動」のみというのが原則です。しかし、入管から「資格外活動の許可」を取得すれば、週28時間以内であれば、就労することができます。留学生が就労できる職種は幅広く、ホワイトカラーの業務のみならず、単純作業もできます（風俗営業はできません）。「週28時間以内」はよく知られた制限ですが、資格外活動の包括許可があれば、学校の定める長期休暇期間（夏休み等）には、1日8時間・週40時間までの就労が可能です。また、インターン活動については、個別許可を取得すれば、長期休暇期間でなくとも、週40時間まで就労できます。ただし、在学中の就労時間が多すぎると、就労ビザへの切り替え時において、不利に判断する入管の審査官もいると聞きます。

この週28時間以内の就労制限は、厳格に運用されています。留学生によるアルバイトの掛け持ち自体は禁止されており、就労時間の管理は、本人および雇用主の責任となります。もし、この制限時間を超えて就労してしまうと、留学生本人は、在留資格更新の不許可、悪質な場合は、強制退去命令処分の対象になり得ます。雇用主側も、過失がないと証明できなければ、不法就労助長罪が適用され、3年以下の懲役または300万円以下の罰金、若しくはその併科が課せられる可能性があります。雇用主は、就労時間制限を超えていないか、定期的に直接本人に確認するなど、過失がないことを証明できる状況にしておくことが望ましいこととなります。

3. 先月号でも触れさせていただきましたが、我が国は150ヶ国を超える国と租税条約を締結しており、一部の国とは、一定の条件の下、留学生のアルバイトにかかる所得税を免除しています。最も寛大なのは中国からの留学生に対するもので、金額・期間に制限なく、免除されます。その他、韓国・タイ・インドネシアなどからの留学生は、期間や金額に制限が付いた上で、免除されます。例えば、韓国からの留学生は、滞在期間5年間、年間2万ドルまで、免税となります。

留学生は、アルバイトにより人手不足を埋め合わせてくれるだけでなく、卒業してから同じ会社に就職し、正社員として活躍してくれることも多いです。その後、幹部として会社の中核人材となるケースすら増えています。貴重な人材である留学生とは、Win-Winとなる関係を築いていきたいものです。

国際業務担当ディレクター 米国税理士 成田元男

編集後記《卯月》開幕

野球ファンの私にとって春といえば、プロ野球のシーズン開幕。開幕戦は単なる一試合ではなく、各チームが新たな目標に向かってスタートを切る特別な一戦で、開幕戦ならではの緊張感や高揚感に球場全体が包まれます。

さて、今ではスマートフォンがあれば、全国どこにいても野球中継をリアルタイムに楽しむことができる時代ですが、私は球場に足を運び、現地の臨場感を味わうのが好きです。そこでは、各チームのファンがそれぞれのユニフォームに袖とおし、トランペットや太鼓の音に合わせ

て応援歌や声援を届けます。この楽器を使用した応援スタイルは、日本独自のものと言われています。勝利の瞬間、球場全体が揺れるような歓声と拍手に包まれ、世代や性別を超えて喜びを分かち合う、その一体感と高揚感は、まさに野球観戦の醍醐味です。

春の陽気に誘われてどこかへお出かけしたい方や、新生活とともに新しい趣味を探している方は、是非一度球場へ！日常とかけ離れた熱気と興奮は、心揺さぶる特別な体験です。（絵）



バックナンバーはこちらから！



<https://www.arcandpartners.com/blog/maronie>

